

第92号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算(第15号)

(予算書ページ)	(予算科目)	(事業名)	(資料ページ)
24 ~ 25	[6款1項3目]	有害鳥獣対策費	... 1 ~ 8
24 ~ 25	[6款1項3目]	経営継承・発展等支援事業費	... 9 ~ 10

水産農林部

令和3年9月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	1-1	有害鳥獣対策費	千円 15,628

1 概 要

イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策としては、防護対策、棲み分け対策、捕獲対策の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した「地域ぐるみの取組み」を推進している。

令和2年度においては、長崎市有害鳥獣対策協議会や地域の捕獲隊が連携した計画的な捕獲体制の強化による捕獲が大きく伸びた。

また、これまでに経験のない市街地等におけるイノシシ出没の増加等により、令和2年度において有害鳥獣被害の相談件数も急増し、鳥獣侵入防止資材貸与の申請が予想を大きく上回り、結果として申請があったうち約31km分の貸与を行うことができなかった。その後、令和3年度に、令和2年度未貸与分を含めて順次貸与を進めているが、令和3年度に申請が見込まれる貸与数量が確保できないことから、不足分について補正予算を計上するもの。

2 事業内容

鳥獣侵入防止資材貸与に係る計画を変更し、予定を上回るものについて増額するもの。

(1) 資材貸与計画の変更

当初予算計画 (m)	金額 (千円)	➡	変更計画 (m)	金額 (千円)
42,000	19,932		73,000	35,560

※ 防護対策について、令和2年度下半期の貸与申請数の大幅増加の予測が立たず、その後、令和3年度に、令和2年度未貸与分を含め順次貸与を進めているが、令和3年度に申請が見込まれる貸与数量が確保できないことから、計画の変更を行うもの。

(2) 補正の額 鳥獣侵入防止資材等の貸与 15,628千円

資 材	対 象	当初計画		補 正		補正後	
		数量 (m)	金額 (千円)	数量 (m)	金額 (千円)	数量 (m)	金額 (千円)
ワイヤーメッシュ柵	農作物被害	36,000	15,262	24,000	10,176	60,000	25,438
ワイヤーメッシュ柵・ 関連資材	生活環境被害	6,000	4,670	7,000	5,452	13,000	10,122
合 計		42,000	19,932	31,000	15,628	73,000	35,560

※農作物被害と生活環境被害では、貸与する資材が異なるためm当たりの単価は一致しない。

(3) 補正額の基礎

○令和2年度申請延長 (月別)

	単位：m												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農作物	3,954	1,100	4,192	3,114	2,338	5,263	9,727	7,338	3,777	4,314	4,567	3,905	53,589
生活環境	794	380	1,285	736	1,627	537	2,802	2,562	2,168	1,071	567	1,187	15,716
合計	4,748	1,480	5,477	3,850	3,965	5,800	12,529	9,900	5,945	5,385	5,134	5,092	69,305

○平成 30 年度・令和元年度平均申請延長（月別）

単位：m

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農作物	3,484	2,567	1,878	2,035	2,926	3,705	4,367	4,735	2,723	1,765	2,205	3,414	35,804
生活環境	177	311	363	460	303	140	380	332	720	248	1,004	691	5,129
合計	3,661	2,878	2,241	2,495	3,229	3,845	4,747	5,067	3,443	2,013	3,209	4,105	40,933

○令和 2 年度申請分への対応

単位：m

	R 2 貸与済	R 3 貸与対応	合計
農作物	30,441	23,148	53,589
生活環境	8,534	7,182	15,716
合計	38,975	30,330	69,305

○補正に係る延長

令和 3 年度の状況は、平成 30 年度及び令和元年度と同様の申請延長に戻りつつあることから、令和 2 年度未貸与分延長 31,000m 分を追加補正し、適正な対応を図りたい。

- ① 令和 2 年度申請延長 69,305m
 ② 令和 2 年度貸与実績 38,975m
 ③ 令和 2 年度未貸与合計 ① - ② = 69,305 - 38,975 = 30,330m ≒ 31,000m

【参考】令和 3 年度申請状況と平成 30 年度・令和元年度平均との比較

単位：m

	4月	5月	6月	7月	合計	4~7月	H30・R元	R 3	比較
						申請延長	11,275	12,093	1.07
農作物	4,742	2,751	1,734	458	9,685				
生活環境	707	1,226	215	260	2,408				
合計	5,449	3,977	1,949	718	12,093				

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳			
		県支出金※1	地方債	その他	一般財源※2
予算現額	千円	千円	千円	千円	千円
	95,036	661	-	-	94,375
補正額	15,628	-	-	-	15,628
補正後	110,664	661	-	-	110,003

※1 権限移譲に係る交付金

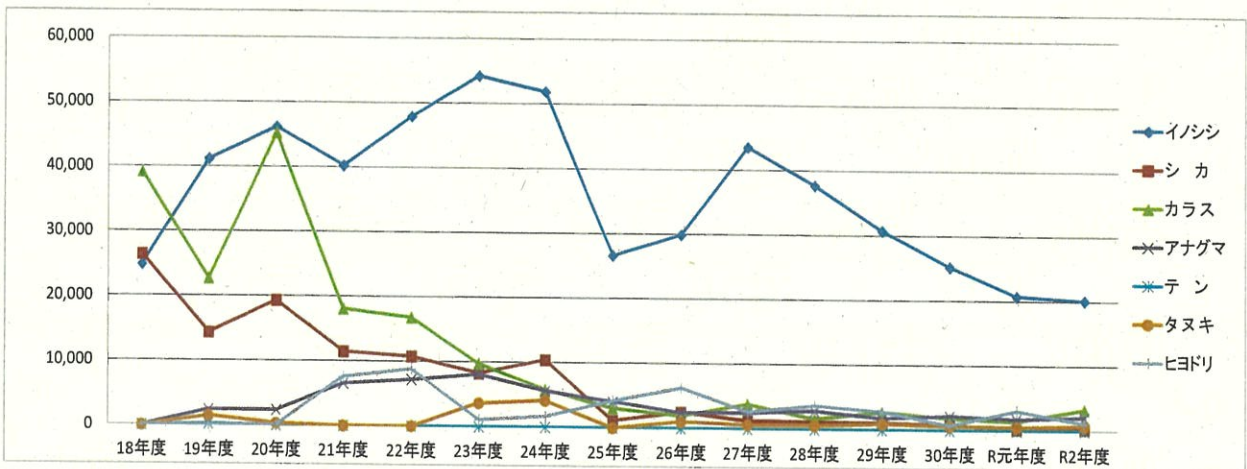
※2 一般財源は有害鳥獣駆除に要する経費として、特別交付税の対象経費

【参考資料】

1 有害鳥獣による農業被害金額

(単位:千円)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
イノシシ	24,890	41,218	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826	20,155
シカ	26,450	14,386	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243	283
カラス	39,220	22,730	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416	3,341
アナグマ	—	2,400	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226	1,772	2,087
テン	—	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	1,450	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	—	—	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076	1,119
その他	—	—	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976	158
合計	90,560	82,344	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855	27,910



2 被害相談件数 (上段R1, 下段R2)

(単位:件)

地区	イノシシ	シカ	カラス	アナグマ	タヌキ	サル	その他	計
琴海	23	0	0	5	1	0	0	29
	23	0	1	1	0	0	0	25
外海	25	0	0	1	0	0	0	26
	19	0	0	3	0	0	0	22
稲佐・福田	70	0	1	5	0	0	2	78
	109	0	0	15	1	0	1	126
長崎・浦上	218	4	5	46	3	0	7	283
	363	0	2	66	7	0	10	448
式見・三重	38	0	0	11	0	0	0	49
	59	0	0	37	1	0	4	101
東長崎	87	0	2	4	2	0	2	97
	162	0	0	10	1	0	6	179
大浦・茂木	155	30	1	9	3	0	0	198
	84	3	1	6	0	0	1	95
三和・野母崎	269	40	0	15	3	0	4	331
	419	44	—	5	3	1	2	474
計	885	74	9	96	12	0	15	1,091
	1,238	47	4	143	13	1	24	1,470

(単位:件)

内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
農業被害	161	239	216	208	348	313	462	420	185	472	471	562
生活被害	191	305	511	435	369	467	415	585	511	626	620	908
計	352	544	727	643	717	780	877	1,005	696	1,098	1,091	1,470

3 有害鳥獣捕獲実績

イノシシ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	64	292	282	124	211	181	130	2,495	2,618	2,824	2,782	3,518	
	捕獲隊 (免許非所持者従事者容認)					33	195	560	728	928	907	1,027	1,717	
	個人捕獲	12	14	29	26	31	74	293	66	8	1	0	0	
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託					31	76	88	95	88	96	116	83	
	猟友会委託	旧長崎市	118	179	358	351	369	349	561					
		旧外海	117	112	164	459	192	173	188					
		旧琴海	58	33	82	148	186	209	252					
		小計	293	324	604	958	747	731	1,001					
	県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	7	46	72	54	30								
	計	376	676	987	1,162	1,083	1,257	2,072	3,384	3,642	3,828	3,925	5,318	
猟期捕獲	761	336	520	576	430	221	317	241	233	129	103	59		
合計	1,137	1,012	1,507	1,738	1,513	1,478	2,389	3,625	3,875	3,957	4,028	5,377		

シカ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	13	38	68	79	44	6	9	581	767	845	719	761
	協議会猟期緊急捕獲						383						
	捕獲隊 (免許非所持者従事者容認)					0	30	86	93	163	109	91	53
	個人捕獲	6	7	22	8	35	129	119	41	8	0	0	0
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託					57	46	73	81	64	63	71	45
	猟友会委託	78	80	101	162	210	282	154					
	県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	6	9	23	6	52							
	計	103	134	214	255	398	876	441	796	1,002	1,017	881	859
猟期捕獲	92	58	104	156	133	19	120	70	40	11	23	22	
合計	195	192	318	411	531	895	561	866	1,042	1,028	904	881	

アナグマ・タヌキ・アライグマ等

単位:頭

捕獲項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
協議会捕獲	23	82	28	41	239	296	492	357	480
市委託⇒専門業者(有害鳥獣対策相談等委託)		29	43	22	39	36	30	41	77
長崎市有害鳥獣対策チーム(市直営)	49	25							
個人・捕獲隊捕獲						6	11	9	3
合計	72	136	71	63	284	343	531	401	557

カラス

単位:羽

捕獲項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
協議会捕獲	0	0	9	7	0	25	0	773	852	506	675	788
個人等捕獲	829	1,192	822	817	550	601	870	943	794	645	886	701
猟友会委託	851	1,186	1,094	803	713	600	587					
合計	1,680	2,378	1,925	1,627	1,263	1,226	1,457	1,716	1,646	1,151	1,561	1,489

4 鳥獣侵入防止資材等の貸与実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
ワイヤーメッシュ(m)	1,786	2,455	1,845	2,242	1,969	4,994	27,580	41,494	38,297	38,975
電気柵器(基)	82	31	5	10	5	9	9	10	1	7
防止ネット(m)	8,680	2,180	3,050	1,610	200	0	0	0	0	0
箱わな・小型捕獲器(基)	34	38	74	60	121	194	254	232	294	333

※平成 28 年度までは自治会のみで貸与事業を実施していたが、平成 29 年度から農作物被害を受けた農業者等の個人まで対象を拡大。

5 ながさき鳥獣被害防止総合対策事業（国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業）

◆国庫ワイヤーメッシュ事業 実施延長

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	単位:m R3計画
	琴海	22,116	21,541	13,173	13,438	22,344	19,076	15,275	4,230	3,375	134,568
外海	7,925	7,577	5,463	0	7,456	2,522	6,309	3,579	843	41,674	970
式見三重	7,500	5,342	0	0	696	460	0	0	0	13,998	1,070
上浦福田	7,938	10,718	3,083	970	7,094	3,059	589	410	793	34,654	0
東長崎	6,023	10,418	5,809	13,173	25,027	20,703	20,861	5,694	14,269	121,977	5,300
茂木戸町	20,802	21,630	57,898	37,838	92,020	69,087	37,992	9,406	5,613	352,286	13,810
三和野母	7,500	14,789	5,049	1,329	22,122	3,881	21,118	3,178	11,014	89,980	5,978
長崎浦上	0	0	0	3,635	1,396	16,402	1,471	0	1,088	23,992	0
計	79,804	92,015	90,475	70,383	178,155	135,190	103,615	26,497	36,995	813,129	29,818

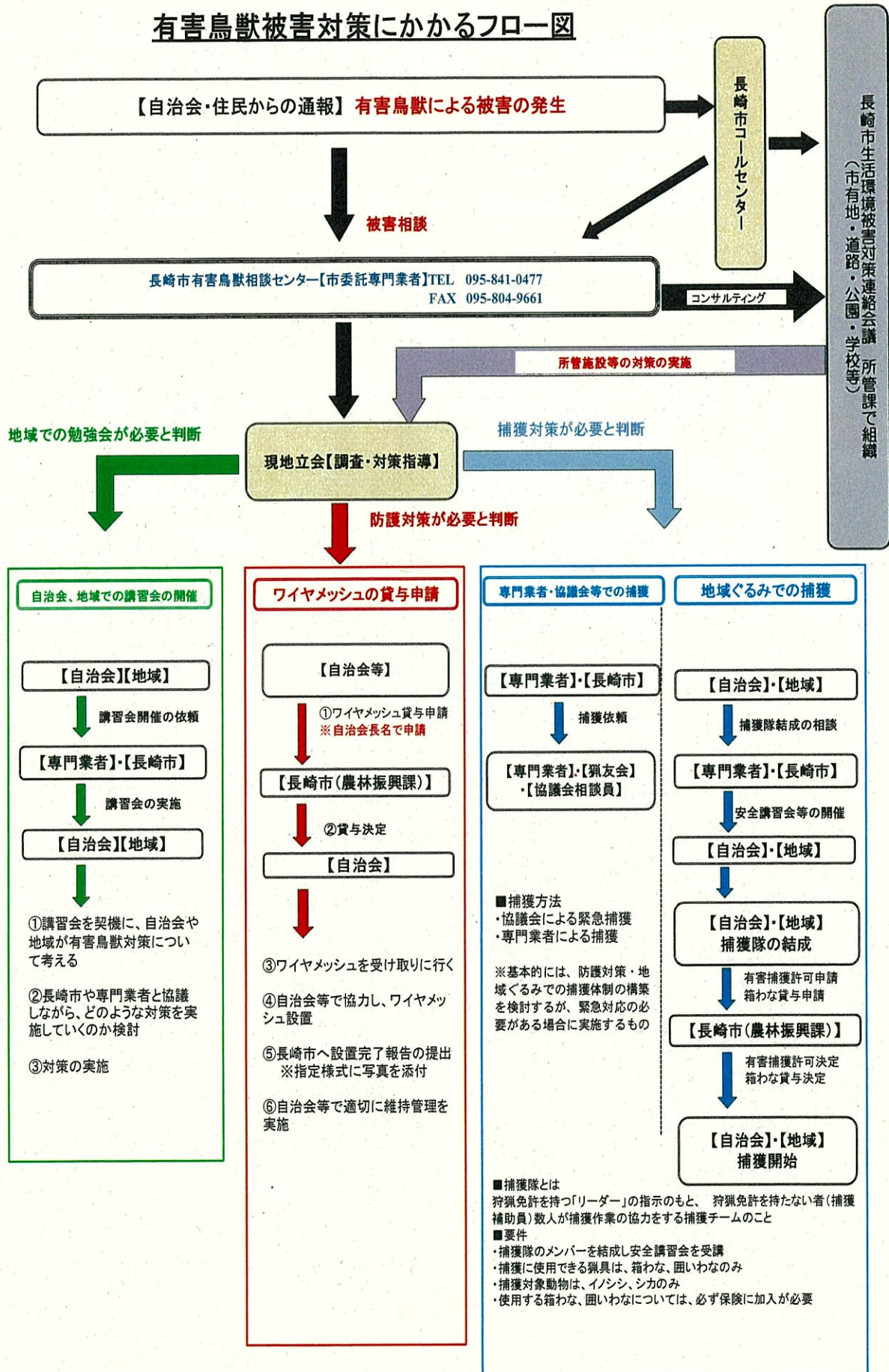
※平成 26 年度までは長崎市が事業主体で実施していたが、平成 27 年度からは事業採択のポイント（捕獲活動と一体的に整備など）を上げるため、長崎市有害鳥獣対策協議会で実施。

6 地域ぐるみの捕獲「捕獲隊」の状況について

番号	結成年度	組織化数	地区	捕獲隊名	区分	R2捕獲許可					捕獲実績							
						隊員内訳				許可頭数	H29		H30		R1		R2	
						免許所持	補助員	小計	イノシシ		シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	
1			三和	三和野母崎地区捕獲隊	農業被害			0			17							
2			外海	池島地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	40		26	35	23					
3			上浦・福田	柿治地区捕獲隊	生活環境被害	1	6	7	35		8		6		8			
4			式見・三重	牧野地区捕獲隊	農業被害			0										
5	H25	8	茂木	宮澤地区捕獲隊	農業被害	3	12	15	70	30	48	10	28	12	43	5	41	11
6			茂木	千々地区捕獲隊	農業被害	2	8	10	80	80	53	58	48	45	41	37	53	37
7			三和・野母崎	三和野母崎地区捕獲隊	生活環境被害			0										
8			外海	神浦原山地区捕獲隊	生活環境被害	1	12	13	65		25	2	14		42			
9			東長崎	牧島地区捕獲隊	農業被害	2	5	7	21		1		2		3			
10			長崎・浦上	大宮地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	10		1	1			8			
11			茂木	大山地区捕獲隊	農業被害			0			1	3						
12			三和・野母崎	高浜石見地区捕獲隊	農業被害			0			6	4						
13			長崎・浦上	田原地区捕獲隊	農業被害			0			3							
14	H26	11	琴海	琴海形上地区捕獲隊	農業被害	1	11	12	48		58	29	36		41			
15			外海	黒崎地区捕獲隊	農業被害	3	12	15	45		21	20	14		36			
16			外海	神浦原山地区捕獲隊	農業被害			0										
17			茂木	大崎地区捕獲隊	農業・生活	4	10	14	70		19	15	14	7	20	1	40	5
18			東長崎	潮見地区捕獲隊	農業被害	2	6	8	20	3	8	7	5		10			
19			外海	新牧野地区捕獲隊	農業被害	5	5	10	50		23	25	13		50			
20			長崎・浦上	入船地区捕獲隊	生活環境被害	1	8	9	9			11						
21			三和・野母崎	三和地区捕獲隊	農業被害	4	9	13	52	52								
22			三和・野母崎	三和地区捕獲隊	農業被害	4	9	13	52	52	1	10	9		41			
23			茂木	太田尾町山川河内地区捕獲隊	農業被害	5	2	7	70	10	36	11	5		12			
24			琴海	琴海戸根町見上地区捕獲隊	農業被害	1	8	9	36		27		2		4			
25			琴海	琴海形上町捕原地区捕獲隊	農業被害	2	8	10	50		21	21	19		21			
26			式見・三重	三京地区捕獲隊	農業・生活	2	1	3	30		15	10	8		11			
27			東長崎	現川地区捕獲隊	農業被害	5	8	13	65		21	37	46		38			
28			三和・野母崎	三和地区捕獲隊	農業被害			0			27	70	21	44	21	47		
29	H27	19	茂木	太田尾地区捕獲隊	農業被害	4	23	27	54	27	20	14	15		19			
30			上浦・福田	手熊地区捕獲隊	農業・生活	2	12	14	20		5	3	6		8			
31			三和・野母崎	高浜大野地区捕獲隊	農業・生活	1	5	6	12	12	1		2		6			
32			東長崎	中尾第4地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	15		7	8	9		11			
33			東長崎	中尾第3地区捕獲隊	農業被害	2	6	8	30		7	15	20		26			
34			東長崎	中尾第2地区捕獲隊	農業被害	1	5	6	20			4	13		4			
35			東長崎	中尾第1地区捕獲隊	農業被害	1	5	6	15		1	2	7		2			
36			三和・野母崎	鹿野地区捕獲隊	農業被害	1	11	12	60		19	17	22		30			
37			三和・野母崎	香保地区捕獲隊	農業被害	3	13	16	48		17	30	38		42			
38			琴海	琴海戸根(中)地区捕獲隊	農業・生活	1	8	9	27		19	5	2					
39			東長崎	中尾第2地区捕獲隊	農業被害			0										
40			長崎・浦上	園田地区捕獲隊	農業・生活	1	4	5	15		4	2	3		5			
41			長崎・浦上	清石入地区捕獲隊	生活環境被害			0										
42			三和・野母崎	高島地区捕獲隊	農業・生活	1	6	7	21			1	3		4			
43			東長崎	春日地区捕獲隊	農業被害	1	13	14	30		8	9	3		27			
44			東長崎	網場地区捕獲隊	農業被害	2	8	10	50	50	11	24	13		50			
45			三和・野母崎	藤田尾地区捕獲隊	農業・生活	3	7	10	50	50	11	7	10	1	12	1	12	
46			長崎・浦上	浦上地区捕獲隊	生活環境被害			0										
47	H28	17	東長崎	三和地区捕獲隊	農業被害			0										
48			長崎・浦上	木鉢町1丁目地区捕獲隊	農業・生活	3	4	7	21		11	15	2		9			
49			茂木	飯香浦地区捕獲隊	農業被害	6	23	29	90		4	20	48		67			
50			茂木	飯香浦片峰地区捕獲隊	農業被害	17	8	25	200	200	145	143	107		163			
51			茂木	飯香浦上地区捕獲隊	農業・生活	3	16	19	120		29	49	68		117			
52			東長崎	間の瀬地区捕獲隊	農業被害	7	18	25	35		14	9	23		16			
53			式見・三重	向町地区捕獲隊	農業・生活	1	5	6	10		4	5	2		14			
54			長崎・浦上	本河内御手水地区捕獲隊	農業被害	2	11	13	60		18	11	10		56			
55			長崎・浦上	大籠地区捕獲隊	農業・生活	7	10	17	54	36		15	10		41			

7 生活環境被害対策について

有害鳥獣被害対策にかかるフロー図



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	6 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振興費	1-2	経営継承・発展等支援 事業費	千円 3,000

1 概 要

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、担い手の確保が急務となっている。

これまでの新規就農者の確保の取り組みとしては、就農初期の経営安定策として、独立自営就農者向けの支援を進めており、新たな就農者の確保につながっているものの、地域農業のリーダーである中心経営体の減少は続いており、農業後継者の確保が課題となっている。

このような中、国において、令和3年度から現在の農業の担い手から経営を継承し、その継承者が経営をさらに発展させるための取組を支援する事業である「経営継承・発展等支援事業」が創設されたため、本市においても、本事業を活用し、後継者への円滑な経営継承を推進し、農業所得の向上を図る。

2 事業内容

(1) 補助対象者・要件

令和2年1月1日から経営発展計画の提出時まで地域を中心経営体等である先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下等の要件を満たした者

ア 経営発展計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定している

イ 後継者の名義で税務申告等を行っている

ウ 青色申告者である 等

(2) 補助率、補助上限

10/10、100万円（国、市町村がそれぞれ1/2を負担）

(3) 補助対象経費等

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

(4) 事業の流れ

本事業の事業実施主体である全国農業会議所が行う公募に伴い、間接補助事業者となる長崎市が補助対象者の募集を実施する。その後、補助対象者から提出された経営発展計画等を長崎市が取りまとめ全国農業会議所に提出を行う。本計画が採択された場合、計画に基づく取り組みを補助対象者が実施し、事業に要した経費について補助を行う。

(5) 交付予定者

3人

3 財源内訳

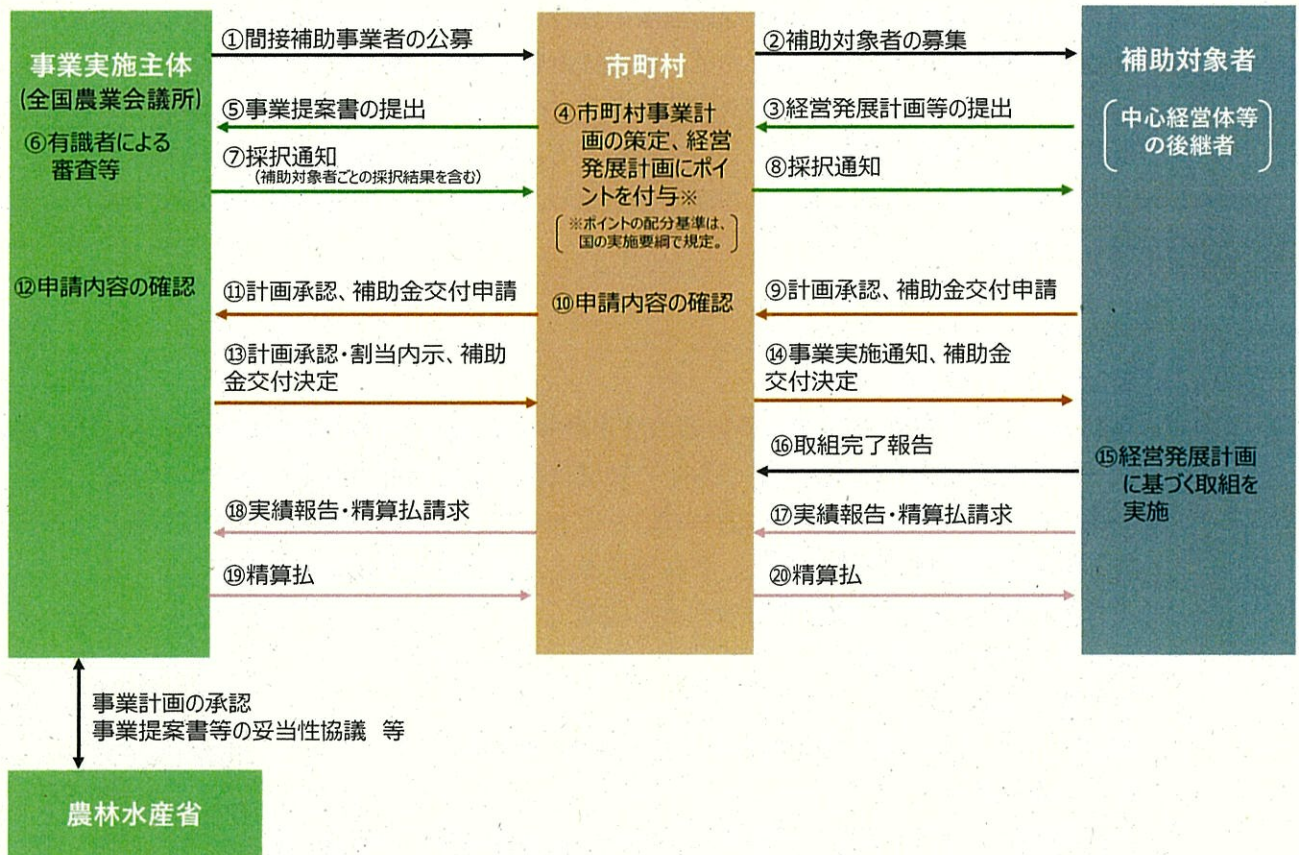
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,000	千円 1,500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,500

※国庫支出金：経営継承・発展等支援事業（国→長崎市）

4 参考

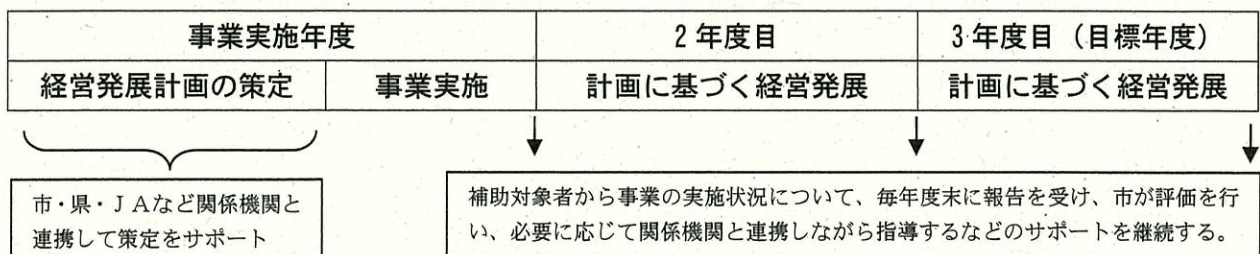
(1) 事業実施の流れと想定スケジュール

ア 事業実施主体への応募〆切 (①②③④⑤)	9/末
イ 採択通知 (⑥⑦⑧)	10/中
ウ 計画承認申請、補助金交付申請 (⑨⑩⑪)	11/初
エ 計画承認・割当内示、補助金交付決定 (⑫⑬⑭)	11/中～下
オ 事業の実施 (⑮)	12/初～2/末
カ 取組完了報告、事業実績報告 (⑯⑰⑱)	3/10
キ 交付額確定、精算払 (⑲⑳)	3/末



(2) 事業実施後のサポート

- ・ 本事業は、事業実施後、事業評価を実施する。
- ・ 補助対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度（3年間）までの間、毎年度末に市町村へ経営発展計画の実施状況等について報告する。
- ・ 市町村は、内容の評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行う。



- ・ 市町村から評価の報告を受けた全国農業会議所は、内容の評価を行い、農林水産省と協議し、その結果を市町村へ通知する。
- ・ 農林水産省は、経営発展計画に記載された取組の実施が著しく不十分と認めた場合、市町村に評価結果及び当該取組の改善計画の公表を求める。